

令和7年度 大田区 私立認可保育所の指導検査

概要編

大田区こども未来部保育サービス課指導検査担当

指導検査 概要編

- 1 指導検査の目的と法的根拠
- 2 大田区における運営基準と検査の範囲
(参考) 東京都 及び 大田区 の関係法令に基づく指導検査の範囲
- 3 子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制
- 4 指導検査対象保育施設数の推移
- 5 区の一般的な指導検査の流れ
- 6 大田区における助言・指導の体制
- 7 令和6年度 主な文書指摘（認可・小規模等）
- 8 大田区指導検査結果の公表
- 9 指導検査における負担軽減について
- 10 指導検査の意義

1 指導検査の目的と法的根拠

- 保育所等における子どもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すためにはこれまで以上に指導検査の確実な実施が求められている。

(指導検査実施方針 1 基本方針 抜粋)

■ 指導検査の目的

◆ 大田区指導検査実施要綱（第2条）

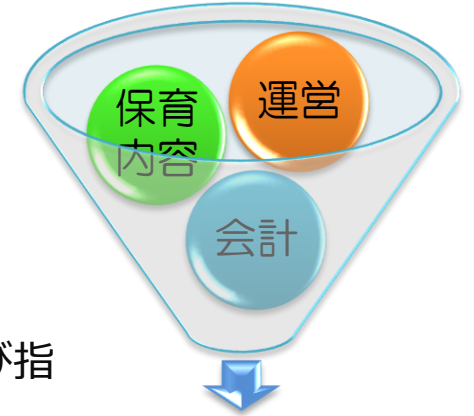
指導検査は、児童福祉法、子ども・子育て支援法などの関係法令に照らし実施し、必要な助言及び指導並びに是正等の措置を講ずることにより、特定教育・保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって小学校就学前子どもの健全な発達に資することを目的とする。

■ 指導検査の法的根拠

◆ 子ども・子育て支援法第14条、第38条に基づく指導検査（各区市町村）

平成27年4月子ども・子育て支援制度への移行により、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等を給付対象とするための確認と、確認した特定教育・保育施設等の適正な運営を維持するための指導検査を区市町村が実施することになった。

大田区は、平成28年9月から子ども子育て支援法第14条に基づく指導検査（実地検査）を開始した。



保育の質
確保・向上

2 大田区における運営基準と検査の範囲

■大田区の給付の対象施設・事業として求める運営基準の条例等

- ・大田区条例・・・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第37号）
- ・大田区要綱・・・民間保育所に対する運営費実施要綱（昭和58年4月1日児保発第595号）

■大田区の検査の範囲は関係法令、国からの通知等も適用し、以下のとおり。

- ① 大田区が独自に上乗せして定めた内容
- ② 施設の利用手続き、経理内容、給付費の請求、利用者負担額等の受領に関する内容
- ③ 管理運営に関する内容（各種規程類の作成、記録の整備、保育の内容、衛生管理、苦情解決など）
- ④ 設備・人員に関する内容（面積、職員配置など）
- ⑤ 他法（消防法、労働基準法等）に関する内容
- ⑥ 社会福祉法人会計基準に関する内容

■大田区の指導検査の基準

特定教育・保育施設（保育所）指導検査基準を定めている。

(参考) 東京都 及び 大田区 の関係法令に基づく指導検査の範囲

＜東京都＞
認可保育所



大田区の上乗せ基準を遵守してください！

保育士配置基準等も、大田区が上乗せ基準を定めているので、都の検査では指摘されないが、大田区の検査で指摘されることがある。保育施設は、大田区の基準を遵守する必要がある。

＜大田区＞
特定教育・保育施設

児童福祉法
に基づく
指導検査の範囲

都の認可基準
及び
関係法令・通知・要綱
を適用

【A】 個々の区市町村が独自又は上乗せして定める内容

【B①】 施設の利用手続き等に関する内容

【B②】 給付費請求、公定価格（各加算部分を含む）
利用者負担額受領等に関する内容

【B③】 委託費の経理等に関する内容

【C】 運営に関する内容
（保育の内容、質の評価、衛生管理、苦情解決など）

【D】 設備・人員に関する内容
（面積、職員配置など）

他法に関する内容（消防法、労働基準法など）

社会福祉法に基づく会計基準に関する内容

★ 大田区の運営基準
及び
関係法令・通知・要綱
を適用

子ども・子育て
支援法に基づく
指導検査の範囲

3 子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

	都		大田区	
	認可保育所		小規模(事業所内)保育事業所(A型・B型)	
設置者が遵守すべき基準の策定	■ 児童福祉施設（保育所）の認可 認可基準＜都条例＞ （児童福祉法第45条第1項）	◎ 施設型給付の確認 運営基準＜区条例＞ （子ども・子育て支援法第34条）	◎ 家庭的保育事業等の認可 認可基準＜区条例＞ （児童福祉法第34条の16）	◎ 地域型保育給付の確認 運営基準＜区条例＞ （子ども・子育て支援法第46条）
指導監督	■ 都による指導監督 （児童福祉法第46条第1項） 法第45条第1項の基準を維持するため、 ・報告の徴収 ・関係者への質問 ・施設への立入検査	◎ 区による指導監督 （支援法第14条、38条） 支援法の施行に必要な限度において、 ・報告、帳簿書類その他物件の提出 ・設置者、職員等の出頭 ・関係者への質問 ・施設、事務所、関係場所への立入検査	◎ 区による指導監督 （児童福祉法第34条の17①） 法第34条の16の基準を維持するため、 ・報告の徴収 ・関係者への質問 ・施設への立入検査	◎ 区による指導監督 （支援法第14条、50条） 支援法の施行に必要な限度において、 ・報告、帳簿書類その他物件の提出 ・設置者、職員等の出頭 ・関係者への質問 ・施設、事務所、関係場所への立入検査
処分等	■ 都による勧告・命令 （児童福祉法第46条第3・4項） ・施設の設備又は運営が認可基準に達しないとき →改善勧告・改善命令・事業停止命令	◎ 区による勧告・命令 （支援法第39条） ・運営基準に従って適正な運営をしていない場合 →改善勧告、公表、改善命令 ◎ 確認取消し等 （支援法第40条） ・認可、運営基準に従った運営ができなくなった場合 ・施設型給付費の不正請求があった場合 →確認取消し、確認の全部又は一部の効力停止	◎ 区による勧告・命令 （児童福祉法第34条の17③・④） ・施設の設備又は運営が認可基準に達しないとき →改善勧告・改善命令・事業停止命令	◎ 区による勧告・命令 （支援法第51条） ・運営基準に従って適正な運営をしていない場合 →改善勧告、公表、改善命令 ■ 確認取消し等 （支援法第52条） ・認可、運営基準に従った運営ができなくなった場合 ・施設型給付費の不正請求があった場合 →確認取消し、確認の全部又は一部の効力停止

4 指導検査対象保育施設数の推移

1.指導検査対象保育施設の施設数の推移（増加数）（令和7年4月1日現在）

No	保育所種別	H27		R5	R6	R7	R7-H27
1	私立認可保育所	57		155	155	155	98
2	小規模保育所	12		25	25	25	13
3	事業所内保育所	0		3	3	3	3
4	定期利用保育室	5		3	3	3	-2
5	東京都認証保育所			36	34	34	34
6	認可外保育施設			19	17	15	15
	合計	74		241	237	235	161

2.経営主体別の保育施設数（私立認可保育所と小規模・事業所内保育所）（令和7年4月1日現在）

No	経営主体	私立認可保育所	小規模・事業所内	計
1	株式会社等	102	24	126
2	社会福祉法人	43	0	43
3	学校法人等	7	4	11
4	NPO法人	1	0	1
5	宗教法人	1	0	1
6	個人	1	0	1
	合計	155	28	183

5 区の一般的な指導検査の流れ

1 子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査

- ① 施設調査書の提出（全施設）
- ② 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）
- ③ 実地検査の実施
- ④ 検査結果通知の送付
- ⑤ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）
- ⑥ 改善状況報告書の確認（再提出）

次回検査
への反映

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等

2 特別指導検査の実施（子ども・子育て支援法第38条）

上記1の一般指導検査から移行する場合あり

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

※必要に応じ「事前通告なく」特別指導検査を行うことがある

※設置者が同じグループである系列園においても特別指導検査を行うことがある。

（ア）改善勧告、改善命令（子ども・子育て支援法第39条）

（イ）確認の取消し等（子ども・子育て支援法第40条）

6 大田区における助言・指導の体制

大田区保育サービス課が、保育の質の確保・向上のため、各保育施設に実施する助言・指導について

■ 指導検査担当による指導検査（支援法14条、38条）

指導検査担当が、運営、保育内容、会計について検査し、必要な助言及び指導を実施。必要に応じ是正等の措置をとるべきことを勧告。

■ 保育士による巡回指導（支援法14条）

大田区立保育園の保育経験者（保育士）が、各保育所を巡回し、主に保育内容等を確認し、指導・助言。⇒必要に応じ実施（実施前に施設長等に連絡し、日程調整をします）

■ 栄養士による巡回指導（支援法14条）

大田区立保育園で経験を積んだ栄養士が、各保育所を巡回し、主に栄養管理や衛生管理等を確認し、指導・助言。⇒必要に応じ実施

■ 看護師による巡回指導（支援法14条）

大田区立保育園で経験を積んだ看護師が、各保育所を巡回し、主に養護・保健面の相談や衛生環境等を確認し、指導・助言。
⇒ 必要に応じ実施

■運営管理 全89施設（内訳：認可保育所51施設、小規模・事業所内保育所28施設）の
 実地指導の結果の主な文書指摘事項

No	文書指摘事項	認可	小・事	合計
1	施設長が専任となっていない。	3	7	10
2	避難訓練や消火訓練を実施していない月があった。	2	1	3
3	不審者対策や事故発生時の救命措置などの訓練を実施していなかった。	2	1	3
4	職員の配置が適正に行われていない。	2	0	2
5	大田区に毎月報告する在籍職員名簿等の記載に誤りがある。	1	0	1
6	認可設備と現状が一致していない個所がある。	1	0	1
7	認可内容の変更を届け出していない。	0	1	1
	合計	11	10	21

■ **保育内容 全89施設（内訳：認可保育所51施設、小規模・事業所内保育所28施設）の
実地指導の結果の主な文書指摘事項**

No	文書指摘事項	認可	小・事	合計
1	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が未実施である。	2	3	5
2	保育士が適正に配置されていない。	3	2	5
3	調理・調乳担当者の検便が未実施である。	2	2	4
4	健康診断の実施漏れがある。	4	0	4
5	調理・調乳担当者の健康チェックが未実施である。	0	3	3
6	食事の提供前の検食が未実施である。	0	2	2
7	区に事故報告書を提出していない。	2	0	2
8	献立が未作成である。	1	0	1
9	入所時の健康診断が未実施である。	1	0	1
10	健康診断の記録が未作成である。	1	0	1
	合計	16	12	28

■会計経理 全89施設（内訳：認可保育所51施設、小規模・事業所内保育所28施設）の
実地指導の結果の主な文書指摘事項

No	文書指摘事項	認可	小・事業	合計
1	積立資産に対する預貯金を確保していない。	4	0	4
2	前期末支払資金残高の取崩しを適正に行っていない。	2	0	2
3	計算書類を適正に作成していない。	1	0	1
4	委託費の弾力運用を行うに当たり、通知の要件を全て満たしてない。	1	0	1
	合計	8	0	8

8 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表 (大田区指導検査実施要綱第15条第2項)

【公表の目的】

- ①保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促す。
- ②保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得る。
- ③保育事業に携わる方が、問題の早期発見と自主的な改善の取組みに有効に活用できるよう促し、これにより一層、区民の理解を得る。

(2) 公表方法、時期、及び内容

- ①大田区ホームページ（HP ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査）
- ②検査実施翌年度の10月頃に公表
- ③ホームページに掲載する際は、以下の項目を表にまとめて掲載

- ① 施設所在地 ② 施設名称 ③ 設置者 ④ 検査実施日 ⑤ 指摘事項の有無
- ⑥ 文書指摘の内容 ⑦ 改善状況（改善済、改善中、未改善） 等

(3) その他の公表事項

(2) の公表に先立ち、福祉部が実施する社会福祉法人及び介護・障がい福祉サービス事業者に対する指導監査の結果と、こども未来部が実施する保育事業者に対する指導検査の結果を取りまとめた「社会福祉法人・福祉サービス事業者等指導監査（検査）結果報告書」を、福祉部のホームページに掲載しています。

大田区ホームページ（HP ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） ⇒ 指導監査（検査）結果報告書）

施設調査書の事務負担軽減

令和7年度から、施設調査書（本体）の提出方法を、エクセル様式の電子提出とする。
添付資料についても、スキャンした不鮮明なデータで読み取れない場合を除き、電子提出

エクセル様式については、令和4年度から、大田区版の施設調査書の過年度データ取り込み機能を有するマクロを試行提供している。

※ オフィスソフトのバージョンの違いや、マクロ機能に対する各法人のセキュリティが様々であり、マクロが使用できない施設がある。

指導検査の意義

- 子どものため . . . 保育の質の向上
- 保護者のため . . . 安心・安全の確保
- 園及び職員のため . . . リスクマネジメント

※ 今後ともご協力をお願い申し上げます。